

## 高岡市民病院 3階東病棟改修工事仕様書

### 1 業務名

高岡市民病院 3階東病棟改修工事

### 2 業務概要

少子化が進み、全国平均を上回るとはいえ富山県でも合計特殊出生率が下がり続けるなか、当院でも分娩件数が年々減少している。その状況のなか、当院では医師による安全な医療の提供や、助産師による産前産後の妊産婦の体と心のケア等医療と精神面のサポートの充実を図り、当院での出産を希望する妊婦の確保の努力を続けてきた。

しかし一方で建設から 20 年以上経過した院内設備の老朽化が目立つこともあり、出産施設に医療上の安全性と施設の快適性の両方を求める現代女性のニーズに合わせ、設備等環境面を整備していく必要がある。

昨今の妊産婦の出産環境に係る要望を汲み取り、安心して出産に臨み、産後も新生児や見舞客と快適に過ごすことのできる空間へと変更するため、3階東病棟の改修を行うものである。

### 3 業務期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 22 日(火)まで

### 4 実施場所

高岡市民病院（高岡市宝町 4 番 1 号） 3階東病棟

(1)浴室		<u>1カ所 約 12.52 m<sup>2</sup></u>
(2)病室（大）	306 号室、307 号室（2 部屋）	<u>1 部屋あたり 約 32.95 m<sup>2</sup></u>
(3)病室（小）	301 号室、302 号室、303 号室、305 号室（4 部屋）	<u>1 部屋あたり 約 13.76 m<sup>2</sup></u>
(4)ダイコーナ		<u>1カ所 約 33 m<sup>2</sup></u>

### 5 改修の考え方

#### (1)浴室

- ・現在設置されている浴室内洗面台は撤去し、浴槽はそのままとする。
- ・浴室内の床タイルはデザイン性に優れ、かつ、耐久性のあるものに張替えるものとする。
- ・脱衣室床はフロアタイルとして張替える。上記浴室内床タイルや既存クロスと調和するよう配慮すること。
- ・脱衣室左側のシャワー設備を撤去し、新たなユニットシャワーを設置する。

- ・脱衣室内の既存の洗面台を撤去し、デザイン性に優れた小型洗面台及び照明付の壁掛け鏡を設置する。
- ・絶対に漏水が発生しない施工方法とすること。

## (2)病室及びデイコーナー（共通方針）

- ・家具の入れ替えにあたっては、既存の家具、新規の家具の色及び素材が調和するように配慮すること。また、病院という性質を考え、抗菌、防汚、耐アルコール、耐次亜塩素酸の機能に優れたものとし、転倒防止等の安全に配慮した構造のものとする。
- ・家具の使用、配置については点滴台や車椅子の使用に支障がないこと。

### ①病室（大）306号室、307号室

- ・それぞれ4人床を1人床の個室へ改修するものとし、不要な壁面ボードや備付け棚は撤去するものとする。改修にあたっては、室内の家具も入れ替えるものとし、来客用ソファに加え、ソファベッドを配置し、付き添いの家族の休憩にも対応できるものとする。患者用ベッドについては、パラマウントベッド社製のものとする。
- ・患者の衣類等を収納できる整理棚を設置するものとする。
- ・女性のニーズに合った洗練されたデザイン性を有するとともに、家族とともに快適にくつろげる空間とする。

### ②病室（小）301号室、302号室、303号室、305号室

- ・現在設置されているテーブル1台及び椅子2脚を撤去し、新たに一人掛けソファ及びテーブルを設置するものとする。

### ③デイコーナー

- ・設置されている家具（テーブル・椅子）の入替えを行う。角のない優しい色合い家具を基調とし、患者と、面会に来た家族がくつろげる空間とする。

## 7 契約額上限額

9,000,000円

## 8 工期

契約締結日から令和4年3月22日(火)まで

## 9 留意事項

### 【設計】

- ・関係法令を遵守し、必要に応じて関係官庁と協議すること。
- ・使用する材料は、使用する期間が長寿命化するよう耐久性、耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとする。
- ・その他疑義が生じた場合は、当院職員と協議し進めること。

### 【施工】

- ・浴室の改修にあたっては、浴室を使用できない期間が生じると想定されることから、当院職員と事前に十分協議すること。
- ・騒音や振動、粉塵等をできる限り防止するとともに、患者や新生児の健康面に影響が及ばないよう可能な限り配慮した施工を行うこと。万一、患者の健康面に影響が及ぶ恐れがあると思われるときは、事前に当院職員と十分な協議を行うこと。
- ・搬入、設置等にあたり建物や設備等に損害を与えないよう、必要な措置を講じると。なお、損害を与えた場合、事業者の負担で現状復旧を行うこと。
- ・工事完了に際しては、事業対象範囲の後片付け、清掃を行うこと。また、発生した廃材等については、関係法令に従い適切に処理すること。
- ・施工、家具設置の記録や写真、その他必要な記録について整理し、必要に応じて監督員の確認を受けること。
- ・施工については、特記がない限り公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）によるものとする。

### 【搬入経路】

- ・搬入経路については、当院が感染症指定病院であり、感染症患者の入院や検査を目的とした院内動線変更による搬入路の変更指示が発生し得ることを念頭に置き、指示があった場合は当院職員からの指示に従うこと。
- ・患者及び当院職員の安全を第一とし、当院職員と事前に協議し行うこと。
- ・工事にかかわる職員は全員毎日体調管理を行う。37度以上の発熱がある者については当該業務を控え、体調の経過観察を行うこと。
- ・院内に入る際は、必ず手指消毒を行い、作業中も感染防止に努める。また、作業員の中に感染者が出た場合は、早急に当院事務職員に報告を行うこと。